

参加者による中間時検証及び改良等

【別記様式第1号】

作成年月日：令和8年8月1日
作成者：宮崎県資源管理実践漁業者協議会 会長 是澤喜幸

＜基本情報＞

協定の情報	協定の名称	宮崎県におけるまあいし、まいわし、さば類等に関するまき網漁業の資源管理協定					
	対象の水域	宮崎県知事が行うまき網漁業許可にかかる操業区域内及び大分入り会い海域					
	対象の水産資源	まあいし（資源管理基本方針別紙2-5）、まいわし太平洋系群（資源管理基本方針別紙2-6）、まさば及びびまさば太平洋系群（資源管理基本方針別紙2-15）、しいら太平洋中・南部海域（宮崎県において資源管理を行うための方針別紙3-7）					
	対象の漁業	中型まき網漁業、小型まき網漁業、しいらまき網漁業					
	協定の有効期間	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで					
検証の日程等	中間時検証（有効期間の2分の1）	終了時検証		備考			
	令和8年度	令和10年度（予定）					

＜取組の概要と評価（対象の水産資源ごとに作成）＞

対象の水産資源名		まあいじ（資源管理基本方針別紙2-5）							
対象水産資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合(令和5年)			宮崎県における対象資源の令和5年度漁獲量3,206トンに対し、協定参画者による漁獲量は2,692トンであり、84%を占める。 ＊出典：漁協販売データ						
資源管理の目標及び取組内容等	資源管理の目標		国の資源管理基本方針で定める目標管理規準値：最大持続生産量を達成するために必要な親魚量は5.2万トン						
	協定の取組内容及びその目的		漁獲可能量の管理を行うために以下の取組を実施 休漁日の設定：旧暦の12～20日の間における連続する5日間以上の休漁						
	その他の管理措置		まき網漁業に配分された知事管理漁獲可能量の7割到達時、宮崎県旋網漁業組合は、参加者に対し、当該魚種を目的とする操業について注意指導を行う。指導後は、漁獲可能量の超過の恐れがなくなるまで、参加者は漁獲報告を日毎に行う。知事管理漁獲可能量の9割到達時、宮崎県旋網漁業組合は未消化分を協定参加漁業者に配分し、参加者はその配分量を遵守する。						
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外		単位	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	備考	
	履行状況	-	○ ○	○ ○	× ○	取組中		■履行の状況の上段は、協定参加者の知事管理漁獲可能量、下段は休漁の各遵守状況。 ■表中の取組内容は、中小型まき網漁業の「まあいじ」の知事管理漁獲可能量。 ■取組実績は、中小型まき網漁業の漁獲実績。令和8年は7月末時点。	
	参加隻数	隻	15	15	13	13			
	取組内容	トン	3,086	4,131	2,962	3,882			
	取組実績	トン	2,692	2,201	3,099	1,530			
資源状況		2024年の親魚量は2.2万トンであり、目標管理規準値（5.2万トン）を下回っているが、限界管理規準値（1.4万トン）は上回っている。 ＊出典：令和7年度まあいじ太平洋系群の資源評価							
取組の評価		取組の効果は認められず、取組内容の改良が必要である							
	評価内容	休漁については、令和5～7年度に協定のとおり取組を実施した。一方で、知事管理漁獲可能量の遵守については、令和7年度に12月の1ヶ月で漁獲量が急激に積み上がり、結果的に知事管理漁獲可能量を超過してしまった。 なお、漁獲が続く中でも、協定に基づき休漁を行ったことで、一定の獲り控えができたと考える。							
	取組の改良点等	知事管理漁獲可能量の遵守体制の強化を目的に、令和8年1月15日から漁獲実績の報告頻度を以下のとおり改善。 漁獲可能量の消化率が5割を超えた場合、週1で漁獲量を報告、7割を超えた場合、毎日、漁獲量を報告 また、中小型まき網漁業において、休漁による獲り控えの更なる効果向上のために、令和8年8月より年間65日以上での休漁に取り組む。							

＜取組の概要と評価（対象の水産資源ごとに作成）＞

対象の水産資源名		まいわし太平洋系群（資源管理基本方針別紙2-6）						
対象水産資源の総漁獲量に対する協定参加者の漁獲量の割合(令和5年)			宮崎県における対象資源の令和5年度漁獲量2,463トンに対し、協定参画者による漁獲量は2,457トンであり99.8%を占める。 ＊出典：漁協販売データ					
資源管理の目標及び取組内容等	資源管理の目標		国の資源管理基本方針で定める目標管理規準値：最大持続生産量を達成するために必要な親魚量は143.2万トン					
	協定の取組内容及びその目的		漁獲可能量の管理を行うために以下の取組を実施 休漁日の設定：旧暦の12～20日の間における連続する5日間以上の休漁					
	その他の管理措置		まき網漁業に配分された知事管理漁獲可能量の7割到達時、宮崎県旋網漁業組合は、参加者に対し、当該魚種を目的とする操業について注意指導を行う。指導後は、漁獲可能量の超過の恐れがなくなるまで、参加者は漁獲報告を日毎に行う。知事管理漁獲可能量の9割到達時、宮崎県旋網漁業組合は未消化分を協定参加漁業者に配分し、参加者はその配分量を遵守する。					
履行の状況		単位	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	備考
○:全参加者が履行 ×:上記以外	履行状況	-	○ ○	○ ○	○ ○	取組中		■履行の状況の上段は、協定参加者の知事管理漁獲可能量、下段は休漁の各遵守状況。 ■表中の取組内容は、中小型まき網漁業の「まいわし」の知事管理漁獲可能量。
	参加隻数	隻	15	15	13	13		
	取組内容	トン	3,691	14,365	19,236	22,211		

	取組実績	トン	2,457	1,534	16,433	15,722		■取組実績は、中小型まき網漁業の漁獲実績。令和8年は7月末時点。
資源状況	2024年の親魚量は269.9万トンであり、目標管理規準値（143.2万トン）及び限界管理規準値（53.0万トン）ともに上回っている。 ＊出典：令和7年度まいわし太平洋系群の資源評価							
取組の評価	取組の効果があり継続する							
	評価内容	協定開始以降、休漁及び知事管理漁獲可能量の遵守を履行してきた。 また、漁獲が続く中でも、協定に基づき休漁を行ったことで、一定の獲り控えができたと考える。						
	取組の改良点等	知事管理漁獲可能量の遵守体制の強化を目的に、令和8年1月15日から漁獲実績の報告頻度を以下のとおり改善。 漁獲可能量の消化率が5割を超えた場合、週1で漁獲量を報告、7割を超えた場合、毎日、漁獲量を報告 また、中小型まき網漁業において、休漁による獲り控えの更なる効果向上のために、令和8年8月より年間65日以上の休漁に取り組む。						

＜取組の概要と評価（対象の水産資源ごとに作成）＞

対象の水産資源名		まさば及びごまさば太平洋系群（資源管理基本方針別紙2-15）							
対象水産資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合(令和5年)			宮崎県における対象資源の令和5年度漁獲量4,790トンに対し、協定参画者による漁獲量は4,350トンであり、91%を占める。 ＊出典：漁協販売データ						
資源管理の目標 及び取組内容等	資源管理の目標		国の資源管理基本方針で定める目標管理規準値 まさば：最大持続生産量を達成するために必要な親魚量は48.2万トン ごまさば：〃16.7万トン						
	協定の取組内容及 及びその目的		漁獲可能量の管理を行うために以下の取組を実施 休漁日の設定：旧暦の12～20日の間における連続する5日間以上の休漁						
	その他の管理措置		まき網漁業に配分された知事管理漁獲可能量の7割到達時、宮崎県旋網漁業組合は、参加者に対し、当該魚種を目的とする操業について注意指導を行う。指導後は、漁獲可能量の超過の恐れがなくなるまで、参加者は漁獲報告を日毎に行う。知事管理漁獲可能量の9割到達時、宮崎県旋網漁業組合は未消化分を協定参加漁業者に配分し、参加者はその配分量を遵守する。						
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外		単位	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	備考	
	履行状況	-	○ ○	○ ○	○ ○	取組中		■履行の状況の上段は、協定参加者の知事管理漁獲可能量、下段は休漁の各遵守状況。	
	参加隻数	隻	15	15	13	13		■表中の取組内容は、中小型まき網漁業の「まさば・ごまさば」の知事管理漁獲可能量。	
	取組内容	トン	24,943	12,730	4,042	3,194		■取組実績は、中小型まき網漁業の漁獲実績。令和8年は7月末時点。	
	取組実績	トン	847	1,914	594	0			
資源状況		2024年のまさば太平洋系群の親魚量は9.7万トンであり、目標管理規準値（48.2万トン）及び限界管理規準値（14.2万トン）ともに下回っている。 2024年のごまさば太平洋系群の親魚量は11.8万トンであり、目標管理規準値（16.7万トン）を下回っているが、限界管理規準値（5.4万トン）は上回っている。＊出典：令和7年度まさば及びごまさば太平洋系群の資源評価							
取組の評価		取組の効果があり継続する							
評価内容	協定開始以降、休漁及び知事管理漁獲可能量の遵守を履行してきた。 また、漁獲が続く中でも、協定に基づき休漁を行ったことで、一定の獲り控えができた考える。								
	知事管理漁獲可能量の遵守体制の強化を目的に、令和8年1月15日から漁獲実績の報告頻度を以下のとおり改善。 漁獲可能量の消化率が5割を超えた場合、週1で漁獲量を報告、7割を超えた場合、毎日、漁獲量を報告 また、中小型まき網漁業において、休漁による獲り控えの更なる効果向上のために、令和8年8月より年間65日以上休漁に取り組む。								

＜取組の概要と評価（対象の水産資源ごとに作成）＞

対象の水産資源名		しいら太平洋中・南部海域（宮崎県において資源管理を行うための方針別紙3-7）						
対象水産資源の総漁獲量に対する 協定参加者の漁獲量の割合(令和5年)			宮崎県における対象資源の令和5年度漁獲量257トンに対し、協定参画者による漁獲量は53トンであり、21%を占める。 ＊出典：漁協販売データ					
資源管理の目標 及び取組内容等	資源管理の目標		県が行う資源評価において、高位の資源水準を維持する。					
	協定の取組内容 及びその目的		宮崎県において資源管理を行うための方針で定めたいらの資源管理の方向性の達成のために、以下の取組を実施。 休漁日の設定：8月に5日以上休漁					
	その他の管理措置							
履行の状況 ○:全参加者が履行 ×:上記以外		単位	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	備考
	履行状況	-	○	○	○	取組中		■履行の状況は、しいらまき網漁業の協定参加者の休漁状況。 ■表中の取組内容は、協定参加者によるしいらまき網漁業の「しいら」の漁獲量。令和8年は7月末時点。 ■取組実績は、協定で定めた資源管理措置のうち、休漁日に獲り控えられた「しいら」の推定漁獲量。
	参加隻数	隻	3	3	3	3		
	取組内容	トン	53.1	100.0	49.0	31.1		
	取組実績	トン	9.8	19.2	8.5	取組中		

資源状況	県の資源評価対象魚種であり、令和 7 年度評価結果では、資源水準・動向は「高位・増加」と評価された。
取組の評価	取組の効果があり継続する
評価内容	協定開始以降、休漁を履行してきた。 また、漁獲が続く中でも、協定に基づき休漁を行ったことで、一定の獲り控えができた考える。
取組の 改良点等	

＜資源管理協定全体の協定参加者による検証及び改良点等＞

判定	取組の効果があつたが、取組内容の改良が必要である
検証内容	資源管理の取組について、中小型まき網漁業及びしいらまき網漁業による休漁を全ての年度で履行し、休漁による獲り控えも実践できた考える。 また、資源状況について、国の資源評価の結果、目標管理規準値を上回ったのは、まいわしのみであった。しいらでは、県の資源評価の結果、資源管理の目標の達成が確認された。 なお、知事管理漁獲可能量の管理対象資源のうち、まあじで超過する事態が生じてしまったが、まいわし、まさば・ごまさばについては遵守することができた。 以上の状況を踏まえ、本協定全体として、「取組の効果があつたが、一部の資源について、取組内容の改良が必要である」と判定する。 今後も、一定の獲り控え効果の見込まれる休漁を継続する。また、中小型まき網漁業では漁獲実績の報告頻度の変更をしたことにより、漁獲可能量の遵守に努めるものとする。 【参考：各魚種の評価結果】 まあじ（資源管理基本方針別紙2-5）：取組の効果は認められず、取組内容の改良が必要である まいわし太平洋系群（資源管理基本方針別紙2-6）：取組の効果があり継続する まさば及びごまさば太平洋系群（資源管理基本方針別紙2-15）：取組の効果があり継続する しいら太平洋中・南部海域（宮崎県において資源管理を行うための方針別紙3-7）：取組の効果があり継続する

※以下、該当する場合に作成

＜資源管理協議会等による検証を受けての対応＞

記載年月日：令和 8 年 9 月 2 5 日

対応	知事管理漁獲可能量の遵守に向け、令和 8 年 1 月 1 5 日より特定水産資源の漁獲実績の報告頻度を変更したことに伴い、その着実な履行のために、今般、当協定に盛り込むこととした。今後も漁獲実績の報告の徹底を通じて、適正かつ確実な資源管理の履行に努めるものとする。
----	--

資源管理協議会等による中間時検証

＜資源管理協議会等による検証＞

記載年月日：令和 8 年 8 月 2 6 日

判定	取組の効果があつたが、取組内容の改良が必要である
検証内容	まあじの知事管理漁獲可能量の超過があつたことを踏まえて、「取組の効果があつたが、取組内容の改良が必要である」と判定する。 なお、休漁の取組により、中小型まき網漁業で漁獲される協定対象水産資源の一定の漁獲量削減を達成していることは評価できる。また、しいらについても、県の資源評価で資源管理の目標を維持しているとともに、休漁により一定の漁獲量の削減を達成していることも評価できる。 一方で、知事管理漁獲可能量を超過したケースがあつたが、これに対して、速やかに令和 8 年 1 月15日から漁獲報告の頻度を改善したことは再発防止に向けた適切な対応であつた考える。 協定期間の後半について、取組の継続とともに、特定水産資源の知事管理漁獲可能量の遵守を履行できるよう、資源管理協定に上記の改善事項を明記することを検討する必要があると考える。